

答 申 個 第 1 0 3 号
令 和 3 年 4 月 1 4 日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 北 村 和 生
(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市個人情報保護条例第36条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和2年7月14日付け保障第162号をもって諮問のありました下記のことについて、
別紙のとおり答申します。

記

独立行政法人が作成した文書に係る個人情報非訂正決定事案（諮問個第254号）

1 審査会の結論

処分庁が行った個人情報非訂正決定は妥当である。

2 審査請求の経過

- (1) 審査請求人は、令和2年2月17日に、処分庁に対して、京都市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第24条第1項の規定に基づき、「27京障職発第53号平成28年2月10日「職業評価結果資料における誤認、捏造、曲解に係る疑義問い合わせ」への回答について」を対象公文書として、請求する訂正の内容及び理由を次のとおり示したうえで個人情報の訂正請求（以下「本件請求」という。）を行った。

（請求する訂正の内容）

訂正請求対象文書は虚偽有印公文書であるのでその記載内容の訂正を請求する。

（訂正請求の理由）

訂正請求対象文書は虚偽有印公文書であるのでそれを立証する諸資料を証拠提出する。別添している訂正請求書添付資料一覧を参照せよ。

なお、処分庁が審査請求人に請求に係る訂正の箇所及び内容について確認したところ、次のような回答があった。

（回答）

虚偽有印公文書に於ける虚偽記載は全ての項目に及びますので訂正の対象は虚偽有印公文書全体に為ります。従って回答としては「全ての記載事項について訂正を求める」と為ります。

- (2) 処分庁は、本件請求に係る公文書として、京都市発達障害者支援センターかがやき（以下「かがやき」という。）において保管されている「27京障職発第53号「職業評価結果資料における誤認、捏造、曲解に係る疑義問い合わせ」への回答について」（以下「本件公文書」という。）を特定したうえで、個人情報非訂正決定処分（以下「本件処分」という。）をし、令和2年3月24日付けで、その旨及びその理由を次のとおり審査請求人に通知した。

（訂正をしない理由）

当該文書は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構京都支部において作成されたものの写しであり、当実施機関において当該情報を訂正する権限や調査する権限がないため。

- (3) 審査請求人は、令和2年6月23日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

3 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 処分庁の主張

弁明書及び審査会での職員の説明によると、処分庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 発達障害者支援センター「かがやき」について

発達障害（自閉症スペクトラム、注意欠陥・多動性障害、学習障害等）のある方とそのご家族が地域で安定して生活できるように支援するセンターであり、「相談支援」、「就労支援」、「発達支援」「普及啓発・研修」の4つの機能を併せ持つセンターとして平成17年11月に開設し、総合的な支援を実施している。

かがやきは、支援対象者の支援を行うに際し、障害者に対する専門的な職業リハビリテーションを提供する施設である「独立行政法人高齢・障害・求職者支援機構京都障害者職業センター」（以下「職業センター」という。）（厚生労働省所管）と連携しつつ、支援対象者が適切な職業選択や就職活動が行えるよう、支援を行っている。

(2) 本件公文書について

「27京障職発第53号」は、職業センターが作成し、審査請求人に通知された文書である。

審査請求人は、職業センターにおいて就労支援を受けている者であり、職業センターは審査請求人の職業評価を行っている。審査請求人は当該評価の結果について、「誤認、捏造、曲解」であるとして、職業センターに対して問い合わせをしている。その回答文書が「27京障職発第53号」であり、当該文書は職業センターが作成し、審査請求人に通知された文書である。そして、本件公文書は、平成30年12月21日付けで審査請求人が処分庁に対して行った別件の個人情報訂正請求書の添付資料の写しをかがやきが取得したものである。

なお、当該文書への書き込みは、審査請求人によるものである。

(3) 訂正対象個人情報について

本件請求は、本件公文書中のどの箇所についてどのような訂正を求めるのかが判然としないため、処分庁は審査請求人に対し、本件公文書の訂正の箇所及び内容の確認をしたところ、次のような回答であった。

(回答)

虚偽有印公文書に於ける虚偽記載は全ての項目に及びますので訂正の対象は虚偽有印公文書全体に為ります。従って回答としては「全ての記載事項について訂正を求める」と為ります。因みに機構指導課は虚偽有印公文書が虚偽では無い根拠に「障害者支援経過」を挙げていますが実際に確認しても根拠に為る記載は一つも在りません。そもそも障害者支援経過自体が虚偽でありそれを根拠と強弁するのであれば虚偽有印公文書も虚偽になります。要するに先方は「●●がそう言っている、そう書いている。だから虚偽では無い」と主張したい様ですが●●が嘘を吐いているのだから主張の基盤自体が成り立っていません。

(4) 本件処分について

審査請求人が訂正を求めている文書は職業センターが作成したものであり、処分庁は当該文書の作成に一切関与していない。また、本件公文書は、審査請求人から任意に写しの提供を受けたものにすぎず、かがやき事業の実施に利用する目的で収集したものではない。したがって、当該文書を訂正する権限や調査する権限がないものと判断し、個人情報非訂正決定処分をしたものである。

(5) 審査請求の理由について

ア 審査請求人は、審査請求の理由について次のように疑義を述べている。

(ア) 条例第29条において、訂正した場合はその旨を情報提供先に知らせるとあるので、処分庁において訂正できないとはされていない。実施機関以外が作成した記録を如何なる場合においても訂正できないというのであれば当該条例を設定する意味がなくそれを踏まえれば処分庁に「訂正する権限や調査する権限がない」と主張できないのではないか？

(イ) 当該文書を作成した機関は職業センターであるので、その訂正を当該機構に移送することはできないのか？条例に該当する条文は存在しないようであるが、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」において移送に係る条文（第33条及び第34条）は存在するので京都市においても法的根拠は存在しないのか。

イ 疑義にする処分庁の見解は次のとおりである。

(ア) 条例第29条は、公文書の訂正をした場合において、必要があると認めるときに当該個人情報の提供先に対し、その旨を通知することを規定したものである。

(4) 独立行政法人等の個人情報の保護に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律は、地方公共団体を適用の対象としていない。

(6) 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。

5 審査請求人の主張

審査請求書及び反論書によると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 処分庁は「訂正請求対象文書を訂正しない」と主張しておりその事由として「訂正する権限や調査する権限がない」事を挙げている。審査請求人は当該主張に一理ある事を認めるがそれでも以下の疑義5点を呈さざるを得ないので結果として当該処分の取り消しを要求するしか無い。

ア 条例29条に於いて訂正した場合はその旨を情報提供先（当件に於いては職業センター）に知らせるとあるので処分庁に於いて訂正出来無いとはされていない。実施機関以外が作成した記録を如何なる場合に於いても訂正出来無いのであれば当該条例を設定する意味が無くそれを踏まえれば処分庁に「訂正する権限や調査する権限がない」と主張出来無いのでは無いか？

イ 虚偽有印公文書（訂正請求対象文書）を作成した機関は職業センターでありその管轄は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下機構）であるのでその訂正を当該機構に移送する事は出来無いのか？条例に於いて該当する条文は存在しない様であるが「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」に於いて移送に係る条文（33条及び34条）は存在するので京都市に於いても同様の法的根拠は存在しないのか？

ウ 機構は（訂正請求先について）京都市の管轄と判断しているが実際は責任転嫁である。しかし機構がその様に主張しているのであれば京都市が自らの権限に於いて訂正する事は可能では無いのか？

エ 機構は「虚偽有印公文書を訂正しない」と主張しているので審査請求人はそれを不服として既に審査請求書を提出しておりそれは現在総務省情報公開・個人情報保護審査会に諮問されている。当該審査会が答申を行うのは相当先になるにしても虚偽有印公文書（訂正請求対象文書）を訂正するのは誰かという疑義に何らかの回答

を示す筈でありその内容次第では京都市に影響を及ぼすかも知れない。

オ 刑事訴訟法 239 条 2 項に基づき公務員には犯罪を告発する義務がある。処分庁が主張する様に訂正出来る権限の有無は確かに争点ではあるが一方で訂正請求対象文書が虚偽有印公文書と思料するのであれば京都府警に告発する義務を負う筈であり処分庁がそれを行わないと為れば刑法に違反する事になる。訂正する権限や調査する権限の有無とは別に処分庁は訂正請求対象文書を虚偽有印公文書と思料するのか否か？思料するのであれば刑事告発義務を負うのでそれを強行してもらいたく審査請求人も当然それに協力する。一方で仮に虚偽有印公文書と思料しないのであればそれは何故か？その事由及び根拠を要求する（行政不服審査法 36 条）

- (2) 弁明書に「かがやき事業の実施に利用する目的で収集したものではない。」と書かれているがこれを全面的に容認出来無い。先ずかがやきと職業センターが「連携」している事は弁明書に書かれており両機関に繋がりが無い訳では無い。寧ろ審査請求人はその繋がりを「癒着」と判断しておりその犯罪体質も同一である。

6 審査会の判断

当審査会は、処分庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、下記のとおり判断する。

(1) 個人情報の訂正の請求について

実施機関が保有する個人情報に事実の誤りがあった場合、そのことによって当該個人に不利益が及ぶなど、当該個人の権利利益を侵害するおそれがある。条例第 24 条の個人情報の訂正請求に係る規定には、このようなことを防止するため、公文書に記録されている自己の個人情報の内容に事実の誤りを確認した場合に、訂正を求めることを権利として保障したものである。

実施機関は、訂正請求があったときは、訂正を求める内容が事実と合致しているかどうかなどについて必要な調査を行い、訂正請求に理由があると認めたときは、当該訂正請求に係る個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該個人情報の訂正をしなければならない（条例第 26 条）。

(2) 本件公文書及び訂正対象個人情報について

ア 双方の主張によれば、審査請求人は、職業センターにおいて就労支援を受けており、職業センターが行った審査請求人に関する職業評価の結果に「誤認、捏造、曲解」があるとして、職業センターに問い合わせをしていることが認められる。

本件公文書は、職業センターが当該問い合わせに対して作成し、審査請求人に宛てた回答文書である。

なお、本件公文書は、本件請求とは別に審査請求人が処分庁に対して平成30年12月21日に行った個人情報訂正請求の際に、その添付資料として審査請求人が提出したことにより、処分庁が保有しているものである。

イ 審査請求人は、本件公文書に係る全ての記載事項に「虚偽」があることを理由に訂正を求めている。

(3) 本件処分について

ア 処分庁は、本件公文書は「職業センターが作成したものであり、処分庁は当該文書の作成に一切関与していない」こと、及び「かがやき事業の実施に利用する目的で収集したものではない」ことから、訂正及び調査の権限はないと判断し、本件処分を行ったと主張している。

イ 条例の規定上、第三者が文書を作成したことのみをもって当該公文書に記載されている個人情報の訂正が全くできないとは言えない。

ウ ただし、上記(1)で述べたように、条例が定める訂正の義務は、個人の権利利益が侵害されることを防止するため、当該個人情報の内容に事実についての誤りがあると認めるときに、その「利用目的の達成に必要な範囲内」で当該個人情報の訂正をしなければならないと定められているものである。

エ 本件公文書の内容及び性質をこれに照らせば、次のことが認められる。

(ア) 本件公文書は、そもそも職業センターが審査請求人の問い合わせに対して作成した回答であり、審査請求人が本件請求とは別の個人情報訂正請求の際に添付資料として提出されなければ処分庁が保有することのなかったものである。したがって、処分庁が主張するように、それは「かがやき事業の実施に利用する目的で収集したものではない」く、元々かがやきの事業の実施に利用することは予定されていない。

(イ) なお、本件公文書が添付された別件の個人情報訂正請求の経過について、事務局をして処分庁に確認させたところ、当該訂正請求に対する処分について提起された審査請求が既に裁決に至っており、事案は終結しているとのことである。

オ そうすると、本件公文書に含まれる個人情報について、処分庁が「個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内」の訂正をする必要はない。したがって、当審査会は、処分庁には条例第26条による個人情報の訂正義務は生じないと判断するものである。

カ そのほか、審査請求人は様々な疑義を挙げ審査請求の理由としているが、本件処分の判断を覆すに足ると認められる主張はなく、当審査会としては本件対象個人情報を訂正しないとする本件処分は妥当であると判断する。

(4) 結論

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

令和2年 7月14日 諮問

8月14日 諮問庁からの弁明書の提出

9月18日 審査請求人からの反論書の提出

10月27日 諮問庁からの口頭意見陳述記録書の提出（10月2日開催）

令和3年 3月 3日 審議（令和2年度第8回会議）

4月14日 審議（令和3年度第1回会議）

※ 諮問庁の職員の理由説明は、審査会が必要ないと認め、実施しなかった。

※ 行政不服審査法第33条、第34条、第35条、第36条及び第37条に基づく
手続を行うよう審査請求人から申立てがあったが、当審査会は、これらの手続を経
なくても十分な審議が可能であると判断し、いずれも実施しなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第2部会（部会長 毛利 透）